

令和 7 年度事業計画書

第 1 令和 6 年中の犯罪情勢

1 福岡県の刑法犯認知件数と検挙状況

- 認知件数～37,047件（前年比+3,763件、増減率+11.3%）、ピーク時の22.0%
- 検挙件数～12,922件、検挙率～34.9%（前年比－1.6ポイント）

[刑法犯認知件数、検挙件数]

	H14(ピーク)	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
認知件数	168,190	27,627	26,337	28,773	33,284	37,047
検挙件数	27,197	14,736	12,970	11,488	12,150	12,922
検 挙 率	16.2%	53.3%	49.2%	39.9%	36.5%	34.9%

2 県警察の重要犯罪等認知・検挙状況

(1) 強盗、性犯罪、侵入盗

強盗が昨年に続き増加したほか、性犯罪が大幅に増加している。

罪種等	認知件数			検挙件数		
	令和 6 年	令和 5 年	前年比	令和 6 年	令和 5 年	前年比
強 盗	51 件	41 件	+10 件	49 件	41 件	+ 8 件
性犯罪	482 件	362 件	+120 件	357 件	260 件	+97 件
不同意性交等	180 件	120 件	+60 件	122 件	79 件	+43 件
不同意わいせつ	302 件	242 件	+60 件	235 件	181 件	+54 件
侵入盗	2,117 件	2,175 件	－58 件	1,368 件	1,340 件	+28 件
住宅対象	951 件	943 件	+ 8 件	473 件	458 件	+15 件
その他	1,166 件	1,232 件	－66 件	895 件	882 件	+13 件

(2) 主な身近な犯罪の認知件数

近年では、自転車盗の増加が著しい。

ひったくり	自転車盗	オートバイ盗	自動車盗
23 (－1)	10,197 (+1,736)	662 (+326)	63 (－27)
車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	() は前年比
982 (+203)	333 (－8)	47 (－14)	

3 ニセ電話詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の認知状況等

○ ニセ電話詐欺

	令和 6 年	令和 5 年	前年比
認知件数	849件	576件	+273件
被害額	23億3,152万円	13億3,150万円	+10億2万円

- ・ 認知件数、被害額ともに平成 1 6 年の統計開始史上最多を記録
- ・ 8 月以降、警察官を語ったオレオレ詐欺の認知件数・被害額が急増
- ・ 犯行に使用された電話番号のうち、約 6 割が国際電話
- ・ 検挙人員は過去最多を記録

○ SNS型投資・ロマンス詐欺

	認知件数	被害額
SNS型投資・ロマンス詐欺	664件	69億4,147万円
投資詐欺	351件	40億2,215万円
ロマンス詐欺	313件	29億1,932万円

- ・ ニセ電話と比較し、認知件数は少ないが被害額は約3倍に
- ・ 上半期は投資詐欺、下半期はロマンス詐欺の被害が増加
- ・ 1件当たりの平均被害額は1,000万円超
- ・ SNS型投資・ロマンス詐欺における被害時の連絡方法の約9割がLINE
- ・ SNS型投資詐欺は幅広い年齢層に被害が波及しているが、SNS型ロマンス詐欺は50歳代の割合が最も多く、40歳代から60歳代で7割以上を占める

4 小学生以下を対象とした脅威事犯の状況（令和6年1月～6月）

「声かけ」と「つきまとい」で全体の約68%を占めている。

また、登下校時間帯に路上で多く発生しているので、同時時間帯における子供の見守り活動が被害防止につながる。

※ 脅威事犯（旧前兆事案）～子供や女性等を対象とする凶悪犯罪や性犯罪の前兆とみられる声かけ、つきまとい、公然わいせつ等の行為

警察では令和7年2月18日から「前兆事案」を「脅威事犯」に名称変更

○ 事案別

事案	令和6年	令和5年	前年同期比
声かけ	209件	250件	－ 41件
つきまとい	79件	73件	＋ 6件
公然わいせつ	25件	27件	－ 2件
痴漢	7件	8件	－ 1件
のぞき見・盗撮	41件	17件	＋ 24件
卑猥な言動	8件	6件	＋ 2件
その他	55件	61件	－ 6件
計	424件	442件	－ 18件

※ 全体の5割が声かけである。

○ 学識別

学識別	件数
小学生以下	424件
中高生	277件
大学・専門学生	71件
その他	289件
計	1,061件

※ 全体の4割が小学生である。

5 暴力団情勢

○ 令和6年12月末の暴力団勢力

	五代目工藤會	道仁会	太州会	四代目福博会	浪川会
構成員等	230人	240人	90人	120人	110人
合 計	790人（前年比－70人）				

○ 県内には、福岡県公安委員会が指定する上記暴力団のほか、山口組を始めとする他の都道府県公安委員会が指定する暴力団の傘下組織が存在する。

これらに所属する構成員は概ね190人と見込まれ、合計すると県内の構成員等は980人となり、前年（1,080人）と比べると100人減少した。

第2 協会運営

1 総会

令和7年度の定時総会は、令和6年度3月通常理事会において開催期日等を決定の上、令和6年度の収支決算、その他議案について決議を行う。

2 理事会

- (1) 令和7年度5月通常理事会を5月14日（水）に開催し、令和6年度の事業報告、収支決算、その他議案について審議する。
- (2) 令和7年度3月通常理事会を令和8年3月中に開催し、令和8年度事業計画及び収支予算、定時総会の開催時期、その他議案について審議する。

3 監査

令和6年度の業務執行状況等について、令和7年4月中に監事の監査を受ける予定である。

4 定期提出書類等の提出

公益社団法人として、法令の定めにより、本年6月末日までに「令和6年度の事業報告等」、来年3月末日までに「令和8年度の事業計画等」を行政庁等に提出する。

5 変更登記申請

定時総会において役員の選任を行い、変更に伴う変更登記申請を行う。

6 福岡県防犯協会職員研修会の開催

地区防犯協会職員の適正な業務運営と士気の高揚を図るため、推進功労者に対する表彰並びに各種施策や広報啓発活動に対する教養及び意見交換を行う研修会を、来年2月に開催する予定である。

第3 防犯対策事業

1 福岡県警察の運営指針に基づく重点課題対策の推進

県警察が令和7年の運営指針として掲げる

「県民の安全・安心の確保」～誰もが安心して暮らせる福岡県の実現～
及び活動重点並びに当連合会の事業に係る犯罪のうち

- ① 性犯罪の予防
- ② ニセ電話詐欺の予防
- ③ 強盗、住宅対象侵入盗、外国人犯罪等の予防

④ 女性、子供に対する犯罪の予防

⑤ サイバー犯罪の予防

について、県警察をはじめ地区防犯協会及び関係機関等との連携を図り、効果的な防犯対策事業を推進する。

(1) 性犯罪の予防対策

依然として増加を続ける性犯罪の予防対策として

- 発生地、発生時間帯等の実態に応じた広報啓発活動
- 県警察の性犯罪対策キャラクター「見守り！猫母ちゃん」及びスマートフォン用防犯アプリ「みまもっち」の普及促進活動
- 子供や女性の自主防犯意識を高める防犯教室
- 防犯ブザーの有効性の周知と正しい携帯方法を指導しての普及促進活動
- 高校、大学等及び各種事業所の女性に対する危険回避術の指導及び自己防衛教育（S D E）推進活動
- 「子ども・女性安全安心ネットワークふくおか（県警察主催、県内企業参加）」と連携した被害防止啓発活動

を継続して推進する。

(2) ニセ電話詐欺の予防対策

県警察本部の「特殊詐欺総合対策プロジェクトチーム」と連携し、被害防止のための施策として

- 被害実態及び被害防止に関する広報啓発
- ニセ電話詐欺被害防止機能付電話機器「まっ太フォン」の普及支援
- 県警察等が取り組んでいる「STOP！ATMでの携帯電話」の普及促進を行うなど、今後も県警察や県と連携した効果的な広報啓発活動を推進する。

(3) 強盗、住宅対象侵入盗、外国人犯罪等の予防対策

刑法犯認知件数の増加に伴い、強盗等の重要犯罪も増加傾向にあるが、重要犯罪に発展する危険性が高く、体感治安を脅かす要因となる空き巣・忍込み等の住宅対象侵入盗や、ひったくり等の身近な犯罪、増加が懸念される外国人犯罪についても、適切かつ効果的な広報活動を推進する。

(4) 女性、子供に対する犯罪の予防対策

ストーカー・DV事案や児童を登下校時の凶悪事件や虐待から守るための犯罪被害防止及び非行防止対策を推進するとともに

- 県下の新入学児童への誘拐防止ステッカー、チラシ配布事業
- 危険箇所の排除など環境づくり等を推進する「ながら防犯」等の啓発活動
- 青少年が闇バイトへの応募をきっかけに犯罪行為に加担しないための広報啓発活動
- 子供をインターネット上の危険から守るための広報啓発活動

などを推進する。

(5) サイバー犯罪の予防対策

悪質化するサイバー犯罪の予防対策として

- サイバー空間の脅威及びセキュリティ意識の向上に関する広報啓発
- 県主導で作成したSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止動画の普及支援
- フィッシング詐欺やネットバンキング不正送金の犯罪被害防止を図る効果的

な広報活動
等を推進する。

2 地域安全活動の推進

(1) 全国地域安全運動の推進

犯罪を抑止し、“誰もが安心して暮らせる福岡県の実現”を図るため、「全国地域安全運動」期間（10月11日から20日までの10日間）中に、各種関連行事を開催するとともに、広報媒体を活用した啓発活動を積極的に推進する。

また、4月からは、全国地域安全運動と連動したポスター・標語及び青パト写真を募集し、優秀作品については会長表彰を行うほか、全防連の選考に応募するなど、防犯のテーマに即した広報啓発活動を実施する。

(2) 「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」の開催

全国地域安全運動の一環として、県民の防犯意識の高揚と地域防犯活動への参加機運の醸成を図るとともに、地域の防犯功労者・防犯功労団体等に対する表彰を行うため、県・県警察と合同で、「令和7年度安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」を10月上旬に開催予定である。

※ 現時点では、「10月4日 福岡市立南市民センター」での開催を計画中

(3) 地域に密着した地域安全活動の推進及び支援

地区防犯協会、防犯ボランティア団体及び県警察等と連携し、時節に対応した地域安全活動を支援・推進する。

(4) 防犯ボランティア団体支援施策の実施

防犯パトロールで使用する資器材や反射材付防寒手袋のほか、防犯活動の目的を効果的に外部にアピールするためのパネル等、活動資器材の配付に取り組む。

(5) 学生防犯ボランティア活動の促進と支援

大学生に防犯ボランティア活動への参加を促し、将来への活動に発展・継続させることを目的に、県警察との協働事業として、「学生防犯ボランティア活動促進事業」（平成24年度から実施）及び「学生防犯ボランティアサミット開催支援事業」（平成22年度から実施）を継続して推進する。

(6) 青パトを保有する防犯ボランティア団体への支援

青パト活動の活性化を図るため、

○ 青パト活動団体に「青色回転灯」及び「補充電球」を提供する青色回転灯支援事業（平成19年度から実施）

○ 青パトを保有する防犯ボランティア団体の経費節減と地域防犯活動の促進のための青パト自動車保険事業（平成25年度から実施）

を継続推進する。

3 広報啓発活動の推進

(1) 重点を指向した広報啓発活動

「性犯罪の予防」、「ニセ電話詐欺の予防」、「強盗、住宅対象侵入盗、外国人犯罪等の予防」、「女性、子供に対する犯罪の予防」、「サイバー犯罪の予防」の5項目を重点に、効果的な広報啓発活動を推進する。

(2) 広報資料の作成

県民への防犯意識の醸成・浸透及び自主防犯活動の促進を図るため、チラシ、ポスター、啓発物等の広報資料を作成し、幅広く県民に配布又は掲示する等の方法により広報啓発活動を推進する。

(3) 各種広報媒体の活用

広報紙、公共交通機関の掲示板等の各種広報媒体を活用して、県民の防犯意識の醸成と被害防止の意識高揚のための広報啓発活動を推進する。

(4) 広報紙「防犯ふくおか」の発行

犯罪情勢をはじめ防犯対策や防犯ボランティア活動等の情報を発信するため、広報紙「防犯ふくおか」を毎月発行し、地区防犯協会を通じて県内各世帯への回覧や公共施設内に掲示するなどの広報を行う。

○ 「防犯ふくおか」発行状況（各会計年度の1月末で集計）

年 度 別	発 行 部 数 (部)	前年同期比
令和4年度	1,382,360	+ 6,290
令和5年度	1,363,330	- 19,030
令和6年度	1,366,260	+ 2,930

4 少年の非行防止及び健全育成活動の推進

少年の非行・犯罪被害防止及び健全育成を図るため、防犯指導員、少年補導員等に対する活動支援や広報資料の作成・配布を行うとともに、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間（主唱：こども家庭庁）」に合わせ、少年の非行・犯罪被害を防止するための広報啓発活動を実施する。

また、県警察主催の少年柔道・剣道合宿研修等のスポーツ事業への後援活動を行い、健全育成活動を推進する。

5 自転車防犯登録事業の推進

(1) 防犯登録の普及・促進

防犯登録台数は、平成23年度の約30万台をピークに年々減少傾向となり、令和5年度は、平成以降最少となった。

令和6年度においても防犯登録台数は低調のままとなっている。

引き続き、自転車防犯登録の重要性に鑑み、登録の普及促進のため広報啓発活動を一層推進し、登録台数の向上を図る。

○ 自転車防犯登録台数（各会計年度の1月末で集計）

年 度 別	登 録 台 数 (台)	前年同期比
令和4年度	198,257	- 9,932
令和5年度	173,216	- 25,041
令和6年度	176,262	+ 3,046

※ 自転車防犯登録料入金済みの台数を計上

(2) 自転車の盗難被害防止活動

令和4年から3年連続で刑法犯認知件数が増加した最大の要因が、自転車盗であることから、チラシ・パンフレットの配布や鉄道駅のポスター掲示及び広報紙等各種広報媒体を活用した盗難防止対策の推進及び防犯登録の促進を図るとともに、県警

察と連携したキャンペーンの開催等、広報啓発活動の強化を図る。

(3) 放置自転車対策への協力・支援活動の推進

違法駐輪や放置自転車の問題解消のため、自治体等の関係機関との良好な協力関係を維持するとともに、調査・照会業務の迅速・適切な処理による放置自転車の早期返還等を図る。

(4) 地区防犯協会、防犯登録店に対する指導

ア 毎年2月に開催している「福岡県防犯協会職員研修会」のほか、業務用資料である「防犯登録だより」（平成25年7月に初号を発行、本年2月で第129号）を活用し、地区防犯協会の事務手続きの迅速かつ適正な処理と処理能力の向上を図る。

イ 防犯登録店に対しては、地区協会を通じて指導事項を示達し、その徹底を図っているところであるが、過去、防犯登録カードの提出遅延や防犯登録証の紛失等の事案が発生していることから、注意喚起のチラシを作成・配布するなど、今後も地区協会と積極的に連携し、遵守事項の徹底と手続きの適正化を図る。

(5) 警察の自転車防犯登録情報管理方法変更に伴う対応

令和7年3月から県警察の自転車防犯登録情報管理方法の変更がなされるため、「防犯登録証（シール）」、「防犯登録カード」の様式変更、自転車店に備え付けている「自転車防犯登録の手引き」の改訂配付、登録情報入力業者の登録ファイル仕様の変更について所要の準備措置を完了済みである。

4月以降、的確に県警察の管理方法変更への対応がなされているか、当面点検を徹底していくこととする。

(6) 自転車防犯登録料の改定後の対応

自転車防犯登録台数の減少に伴い、事業収益が大幅に減少している上、人件費や原材料費が高騰していることから、本年4月1日から防犯登録料を600円から800円に改定した。

一方で、「防犯登録カード」、「防犯登録証（シール）」の作成費、「登録情報入力費用」の値上げがなされている現状もあり、今後、登録台数の推移を十分観察し、収益に与える効果を検証していくこととする。

第4 風俗環境浄化事業

1 県公安委員会からの受託事業の適正な推進

(1) 県公安委員会から委託された風俗営業管理者講習並びに風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可、承認申請に伴う調査業務を適正に推進する。

(2) 調査員研修会を開催し、調査業務の適正化及び調査員の資質向上を図る。

2 少年指導委員の活動に対する支援

福岡市中央区天神、博多区中洲、北九州市小倉北区堺町及び久留米市日吉町など、歓楽街の風俗環境浄化のため警察や地区防犯協会等が行う諸活動を支援する。

3 遊技場に対する健全化推進

福岡県遊技業協同組合など5団体で構成する「福岡県不正防止対策機構」の一員として、毎月、ぱちんこ店等に対する立入検査を実施し、不正遊技機等の発見に努める。